

(案)

瀬戸・高松広域定住自立圏推進委員会規約の一部を改正する規約

瀬戸・高松広域定住自立圏推進委員会規約（平成21年4月17日施行）の一部を次のように改正する。

第2条中「周辺」を「連携」に改める。

第4条第1項中「周辺」を「連携」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年11月9日から施行する。

○瀬戸・高松広域定住自立圈推進委員会規約 新旧対照表

新	日
第1条 略	第1条 略
(目的) 第2条 委員会は、安心して暮らせる地域を形成し、大都市圏への人口流出による地方圏の人口減少を食い止めることを目的とする。また、中心市として必要な生活機能の確保に関する役割を担う高松市（以下「中心市」という。）および中心市と連携する市町（以下「連携市町」という。）とが、役割分担と相互の連携協力の下に、取組等について協議し、圏域全体の活性化と魅力ある地域を形成することを目的とする。 (所掌事務)	(目的) 第2条 委員会は、安心して暮らせる地域を形成し、大都市圏への人口流出による地方圏の人口減少を食い止める国の定住自立圏構想の下、圏域として必要な生活機能の確保に関する役割を担う高松市（以下「中心市」という。）および中心市と連携する意思を有する市町（以下「周辺市町」という。）とが、役割分担と相互の連携協力の下に、取組等について協議し、圏域全体の活性化と魅力ある地域を形成することを目的とする。
第3条 略	第3条 略
(組織) 第4条 委員会は、次に掲げる者をもつて充てる委員で組織する。 (1) 中心市および連携市町（以下「関係市町」という。）の長 (2) 関係市町の議会の議長	(組織) 第4条 委員会は、次に掲げる者をもつて充てる委員で組織する。 (1) 中心市および周辺市町（以下「関係市町」という。）の長 (2) 関係市町の議会の議長
第5条～第8条 略	第5条～第8条 略

(名称)

第1条 この会は、瀬戸・高松広域定住自立圏推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、安心して暮らせる地域を形成し、大都市圏への人口流出による地方圏の人口減少を食い止める国の定住自立圏構想の下、圏域として必要な生活機能の確保に関する中心的な役割を担う高松市（以下「中心市」という。）および中心市と連携する意思を有する市町（以下「周辺市町」という。）とが、役割分担と相互の連携協力の下に行う取組等について協議し、圏域全体の活性化と魅力ある地域を形成することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総務事務次官通知。以下「要綱」という。）第5の規定に基づく定住自立圏形成協定に関すること。
- (2) 要綱第6の規定に基づく定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって充てる委員で組織する。

- (1) 中心市および周辺市町（以下「関係市町」という。）の長
- (2) 関係市町の議会の議長

(会長および副会長)

第5条 委員会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は中心市の市長の職にある者を、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、中心市に置く。

(委員会の運営の細則)

第8条 その他委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成21年4月17日から施行する。

総行応第187号
平成24年9月18日

各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

総務省地域力創造審議官

定住自立圏構想推進要綱の一部改正について（通知）

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号）の一部を別添のとおり改正しましたので、御了知のうえ取り扱いに遺漏のないように配慮願います。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号）の一部を次のように改正する。

第2中「平成17年10月1日」を「平成22年10月1日」に、「平成17年10月2日」を「平成22年10月2日」に改める。

第3②イ中「合併市」を「合併市（当該合併が行われた日から起算して10年を経過していないものに限る。）」に改める。

第6（1）①中「（以下「周辺市町村」という。）」を「（以下「周辺市町村」という。ただし、関係市町村の判断により、「連携市町村」又は「構成市町村」と呼称することも差し支えない。）」に改める。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

第2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている市については、平成27年9月30日までの間（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体にあっては、当分の間）、中心市宣言を行うことができる。

第3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定、附則第2の規定又はこの要綱による改正後の定住自立圏構想推進要綱本則第3②イの規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。